

青 道 号 外
令和 3 年 8 月 1 7 日

報 道 機 関 各 位

道 路 課 長
(公 印 省 略)

国道 2 7 9 号小赤川橋 (仮橋) の通行運用について

8 月 1 4 日より国の権限代行による災害復旧事業として進められてきた小赤川橋の仮橋設置が完了し、本日 1 6 時頃から緊急車両は通行可能となります。

仮橋設置後の運用方法について別添のとおりお知らせします。

| 報道機関用提供資料 | |
|----------------|--|
| 担当課 担当者 | 県土整備部 道路課 企画・市町村道グループ 鈴木 G M、藤田 |
| 電話番号 | 直通：0 1 7 - 7 3 4 - 9 6 4 9 内線：6 7 0 0 |
| 報道監 県土整備部 類家次長 | |

国道279号 通行運用(令和3年8月17日 小赤川橋 仮橋設置後)

KP12.2

風間浦村大字易国間字上の畑

8 / 16 (月) 12時～
緊急車両の通行可能
(一般車両は通行できません)

KP22.6

むつ市大畑町赤川村

小赤川橋

8 / 17 (火) 16時頃～
緊急車両の通行可能
(一般車両は通行できません)

注1) 通行可能時間は、7時～19時となります。
注2) 降雨などあった場合は、通行止めすることがあります。

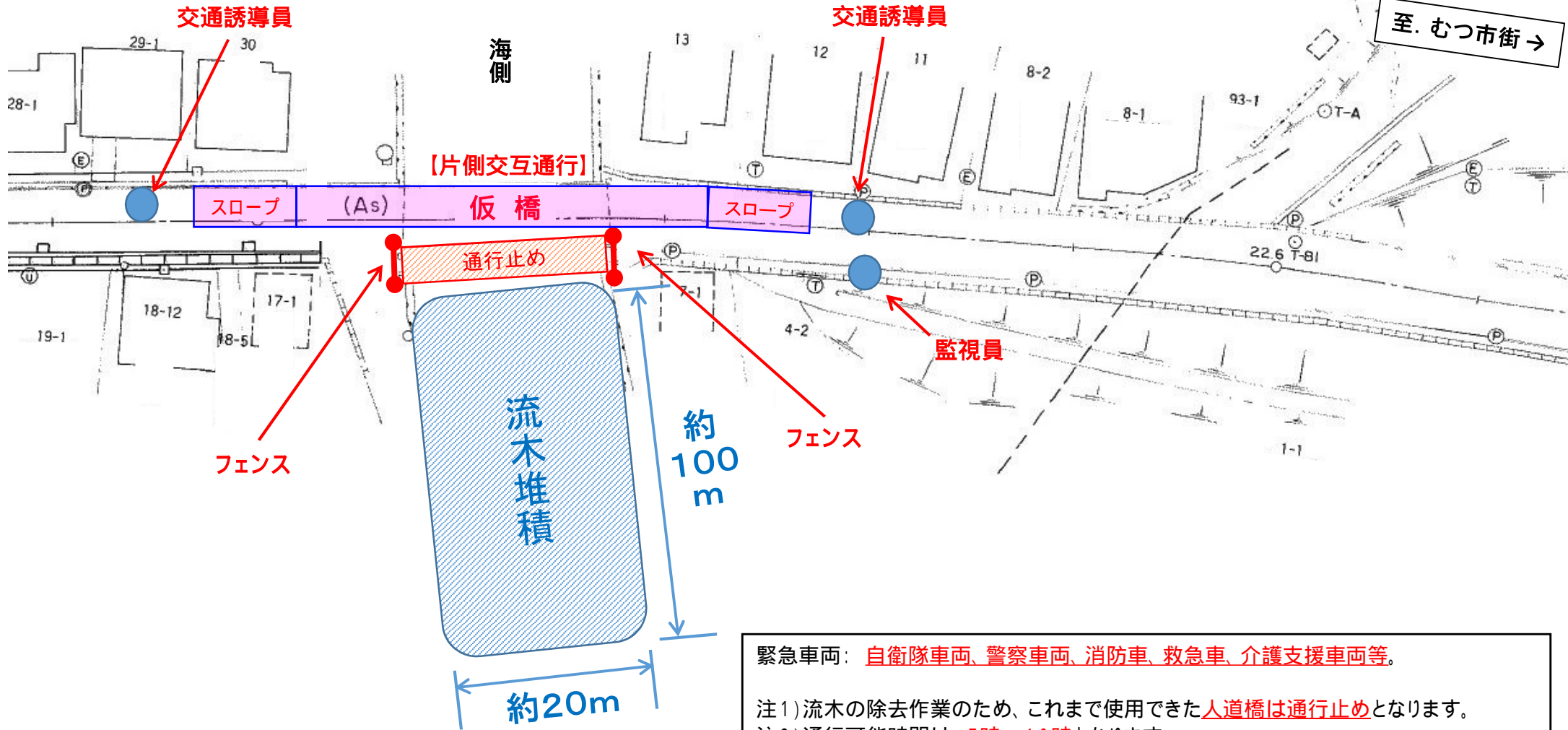


国道279号 小赤川橋 仮橋設置後の通行

別添2

←至. 風間浦村

至. むつ市街→



緊急車両: 自衛隊車両、警察車両、消防車、救急車、介護支援車両等。

注1) 流木の除去作業のため、これまで使用できた人道橋は通行止めとなります。
注2) 通行可能時間は、7時～19時となります。
注3) ただし19時～7時でも命の危険に関わるような緊急車両は通行可能です。
注4) 一般車両の通行可能時期については、流木の除去作業や現場状況の調査を進め、あらためてお知らせいたします。